

論点等説明シート

事業名	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
	予算額(補正後)	769	773	777	766	/
	執行額	504	520	506	/	/
	執行率	65.5%	67.3%	65.1%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

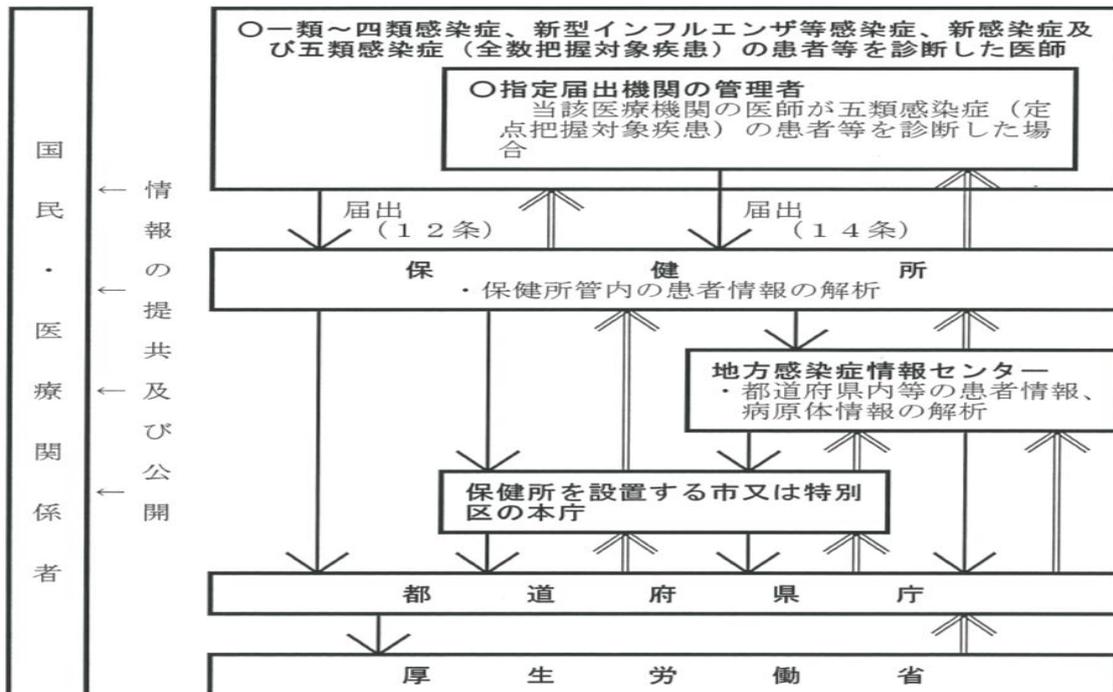
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条から第16条に基づき、

- ①感染症に関する医師等からの情報の収集
- ②専門家による解析(必要に応じ、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査(積極的疫学調査))
- ③国民・医療関係者への情報の提供及び公開

を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。

- ・創設年度 平成11年度
- ・実施主体 都道府県、政令市、特別区
- ・補助率 1/2

(法第12条及び第14条に基づく情報の基本的流れ)



(論点)

○平成22年度に実施した財務省の予算執行調査(※1)以降も、不用額が発生している状況や国が定めた基準額を上回る(※2)支出が生じている地方自治体が存在することから、地方自治体の実態(人口規模等)を踏まえた基準額に見直す必要があるのではないか。

○また、地方自治体の事業の取組状況について、地方自治体ごとに差が見られることから、検査内容や検査数について、法的な手当も含め、地方自治体間の差を是正するための具体的な方策を検討すべきではないか。

※1本事業は、平成22年度の財務省の予算執行調査において、

- ・補助対象経費の見直し
- ・事業の実態を的確に反映した予算積算
- ・交付要綱における基準単価等の厳格な適用

などについて指摘がなされ、各項目において見直しを行ったところである。

※2基準額と感染症発生動向調査に要する支出額を比較して

少ない方の額を選定し、当該額の2分の1を乗じた額を国が負担している。このため、基準額を上回る支出がある自治体では、感染症発生動向調査に係る支出額の2分の1以上を負担している場合がある。

【参照条文】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年十月二日法律第百十四号)(抄)
(都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第十四条から第十六条までの規定(第十五条第二項を除く。)により実施される事務に要する費用
- 二~十四 略

(国の負担)

第六十一条 国は、第五十五条の規定による輸入検疫に要する費用(輸入検疫中の指定動物の飼育管理費を除く。)を負担しなければならない。

2 国は、第五十八条第十号の費用及び同条第十二号の費用(第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。)に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 国は、第五十八条第一号から第九号まで及び第十四号並びに第五十九条の費用に対して、政令で定めるところにより、その二分の一を負担する。

【参考】感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(抜粋)

区分	種目	基準額	対象経費	補助率
感染症発生動向調査事業	事業運営費	次により算定した額の合計額 ア 都道府県、指定都市 (ア)本庁分 1,792千円 (イ)保健所分 105千円×保健所数 イ 政令市(指定都市を除く) (ア)本庁分 603千円 (イ)保健所分 105千円×保健所数 ウ 特別区 (ア)本庁分 180千円 (イ)保健所分 105千円	感染症法第14条、第15条及び第16条の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査及び情報の公表等に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2
	定点医療機関報告経費	次により算定した額 4,000円(1月当たり)× 月数×定点医療機関数	感染症法第14条の規定に基づく感染症の発生動向の把握の実施に必要な報酬、報償費、委託料	
	検査費	次により算定した額 ア 都道府県、指定都市 7,787千円 イ 政令市(指定都市を除く) 3,320千円 ウ 特別区 1,411千円	感染症法第14条、第15条の規定に基づく感染症の発生動向の把握、調査に係る必要な報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(備品費、消耗品費、医薬材料費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	